

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和8年1月16日鏡石町農業委員会第30回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和8年 1月6日(火)
- 2 会期 令和8年 1月16日(金) 1日間
- 3 開閉の日時
開会 令和8年 1月16日(金) 午後3時00分
閉会 令和8年 1月16日(金) 午後3時37分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員
農業委員
1番 大塚 光法 君 2番 根本 竜太郎 君
3番 鵜沼 雅子 君 4番 藤島 真理子 君
5番 白澤 正 君 6番 稲田 貴夫 君
7番 面川 祐吉 君 8番 円谷 一男 君
9番 菊地 榮助 君
農地利用最適化推進員
1番 吉田 功一 君 5番 幸田 和也 君
8番 込山 信雄 君
- 6 出席委員
農業委員
1番 大塚 光法 君 2番 根本 竜太郎 君
3番 鵜沼 雅子 君 4番 藤島 真理子 君
5番 白澤 正 君 6番 稲田 貴夫 君
7番 面川 祐吉 君 8番 円谷 一男 君
9番 菊地 榮助 君
農地利用最適化推進委員
1番 吉田 功一 君 5番 幸田 和也 君
8番 込山 信雄 君
- 7 欠席委員
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐藤 喜伸 会計年度任用職員 稲田 あずさ

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 3 時 0 0 分

事務局 定刻になりましたので、ただいまから第 30 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。改めまして新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

本日は皆さんのお手元に配布のとおりでありまして、我々も 3 年経って今年の 7 月までという事ではありますが、今日は後程局長の方から次期委員の説明などがあると思います。

今年は最後の研修という事で、皆さんのご希望で沖縄という事になりました。忙しい残りの期間ではありますが、体に気を付けながら活動をしていただきたいと思います。

本日は議案が 2 件、報告 1 件となっております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたしますと思います。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、皆無であります。なお、推進委員の幸田君については遅参するとの事です。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「4 番 藤島 真理子 委員」「5 番 白澤 正 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

案件は6件になります。

番号1 城ノ内地区において田2筆となっております。10a当たり米60kgとなっております。申請事由につきましては賃貸借権の設定になります。

番号2 南町地区において田13筆、大山地区田1筆、笠石原町地区田8筆、畑3筆、笠石地区畑2筆の合計27筆です。申請事由につきましては使用貸借権の設定になります。

番号3 高久田地区において田3筆です。こちらの申請事由については、所有権の移動で、規模拡大及び、農地処分という理由でございます。

番号4 桜岡地区において、田2筆です。申請事由については、所有権の移動で、規模拡大と、農地処分という理由でございます。

番号5 久来石南地区において田3筆です。申請事由については、所有権の移動で、規模拡大と、農地処分という理由でございます。

番号6 城ノ内地区において畑1筆です。申請事由については、所有権の移動で、規模拡大と、農地処分という理由でございます。

詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。

以上で説明を終了します。

議長

議案第1号について、説明が終わりました。

ここで、番号1について地元委員より意見を求めます。

1番 吉田推進委員

吉田推進委員

議案第1号 番号1についての現地確認は、1月9日（金）私のほか、菊地会長、事務局2名の4名で実施しました。

現地では申請人と面会し、農地の賃貸借の内容であることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

番号2について、5番 幸田推進委員

幸田推進委員

遅れて申し訳ありませんでした。

議案第1号 番号2についての現地確認は、1月9日（金）私のほか、面川委員、小貫推進委員、事務局2名の5名で実施しました。

現地では申請人と面会し、親子間の農地の使用貸借の内容であることを確認しました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

番号3について、8番 込山推進委員

込山推進委員

議案第1号 番号3についての現地確認は、1月9日（金）私のほか、白澤委員、事務局2名の4名で実施しました。

現地では申請人と面会し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

番号4について、1番 吉田推進委員

吉 田
推進委員 議案第1号 番号4についての現地確認は、1月9日（金）私のほか、菊地会長、事務局2名の4名で実施しました。
現地では申請人と面会し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 番号5について、1番 吉田推進委員

吉 田
推進委員 議案第1号 番号5についての現地確認は、1月9日（金）私のほか、事務局2名の3名で実施しました。
現地では申請人の関係者と面会し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 番号6について、1番 吉田推進委員

吉 田
推進委員 議案第1号 番号6についての現地確認は、1月9日（金）私のほか、事務局2名の3名で実施しました。
現地では申請人の関係者と面会し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで、議事参与の制限について申し上げます。
議案第1号番号5及び6については「私、鏡石町農業委員会会長 菊地榮助」の親類の案件です。
農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限に該当します。
本件の審議及び裁決につきましては、8番 円谷一男職務代理者が議長となり議事を進行することとし、私は退席いたします。
暫時、休議いたします。

(会長 退席)
(休議 15:20)
(開議 15:20)

議 長 休議前に引き続き、会議を開きます。
(職務代理者) ただいまから、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定
(職務代理者) による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長
(職務代理人)

挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。
暫時、休議いたします。

(休議 15:21)

(開議 15:22)

(会長 入室)

議 長

休議前に引き続き会議を始めます。
次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、
をご説明いたします。
案件については1件になります。
蒲之沢町において田1筆です。権利の種類は賃貸借権でございます、3
1年間の賃貸借権の設定になります。申請事由は太陽光発電でございます。
農地区分が第2種農地。都市計画法の該当条項は市街化調整区域となっ
ております。
詳細な地番、位置図、意見書については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。

議 長

議案第2号について、説明が終わりました。
ここで地元委員より意見を求めます。
8番 込山推進委員

込 山
推進委員

議案第2号 番号1についての現地確認は、1月9日(金)私のほか、白
澤委員、事務局2名の計4名で実施しました。
申請人の代理人 行政書士法人の担当者と面会し、太陽光発電設備のため
の農地転用について、説明を受けました。
現地は、周辺で営農はされているものの集団的に営農しておらず、また道
路に面しており、この転用に係る農地への影響はないと判断しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

議 長

質疑・意見がないようですので、議案第2号農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請書について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定によ
る許可申請について、許可適当と決定しました。
暫時、休議します。

(休議 15:29)

(開議 15:31)

議 長 休議前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明いたします。
報告する案件は2件でございます。
番号1 東町地区において田の1筆。権利の種類は所有権移転で、目的は宅地でございます。
こちらの案件につきましては、すでに転用後の土地でありまして、住宅も建築済みのものがございます。当時は譲渡人の所有地でありましたが、譲受人の所有地に変更になったという事です。区画整理地内でございますので、まだ登記まで完了していないという事でございますので、換地前の所有権移転に関しましてはその都度農地転用の申請が必要であるということで、該当土地については2度目の届出という事になります。
番号2 東町地区において田の2筆。権利の種類は所有権移転で、目的は宅地でございます。
詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。

議 長 報告第1号について説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定しました。
その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第30回定例総会を閉会といたします。
閉会 午後 3 時 37 分

この会議録は、農業委員会事務局 会計任用職員 稲田 あずさ が記録した物であるが、
内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 4番 印

署名委員 5番 印